

大和市監査委員告示第14号

令和4年4月25日付け大和市監査委員告示第10号をもって公表した市長室に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月30日

大和市監査委員 佐藤 光徳

大和市監査委員 山田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(危機管理課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(危機管理課) 収入調定事務の管理体制を強化するため、チェックシートを作成し、複数の職員で確認をするなど、再発防止に努める。</p>